

令和5年第9回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和5年4月28日（木） 午前10時00分～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- 議案第53号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び職務代理者の選任について . . . P. 1
- 議案第54号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について . . . P. 4
- 議案第55号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票所の指定について . . . P. 6
- 議案第56号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について . . . P. 7
- 議案第57号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票立会人の選任について . . . P. 9
- 議案第58号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について . . . P. 10
- 議案第59号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における実費弁償及び報酬の最高額について . . . P. 13

2 そ の 他

- ・ 今後の委員会開催予定について . . . P. 16

議案第53号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び職務代理者の選任について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における期日前票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和5年4月28日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙のとおり

(議案の根拠)

・公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。

(投票管理者)

公職選挙法第37条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

5～7 略

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第24条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第25条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

公職選挙法施行令第49条の7 法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

第二十五条	氏名(	氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日(同一の日に
	時間	日及び時間
第二十七条	氏名並びに	氏名、
	名称(	名称並びに当該投票立会人の投票に立ち会うべき日(期日前投票所を設ける日ごとの当該
	投票所	期日前投票所
	時間	日及び時間
第二十八条第一項	各投票区	期日前投票所
	投票区の投票所	期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所
第二十八条第一項各号	投票区の区域	期日前投票所
第三十一条第二項、第三十二条、第三十四条及び第四十条第一項	投票所	期日前投票所
第四十一条第四項	第四十八条第二項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第四十八条第二項
第四十二条	投票所	期日前投票所
	第六十条	第四十八条の二第六項において準用する法第六十条
第四十三条	第五十三条第一項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項
	投票箱を送致すべき投票立会人(投票管理者が同時に開票管理者である場合には、投票管理者の指定した投票立会人)が保管し	投票管理者の指定した投票立会人が封印をし
	保管しなければ	封印をしなければ
第四十四条	開票管理者	市町村の選挙管理委員会

	投票所	期日前投票所
	ならない	ならない。ただし、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない
第四十四条の二第一項	は、法第五十五条又は第五十六条	及び市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条
第四十四条の二第六項及び第七項	選挙の当日	期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に

議案第54号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における期日前票所の投票立会人を次のように選任する。

令和5年4月28日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

(期日前投票)

公職選挙法第48条の2第5項 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第38条第1項	2人以上5人以下	2人
	前3日まで	の公示又は告示の日
第38条第2項	投票所	期日前投票所
第38条第4項	投票区において、2人以上	期日前投票所において、2人
第42条第1項ただし書	選挙の当日投票所	第48条の2第1項の規定による投票の日、期日前投票所
第45条第1項	選挙の当日、投票所	第48条の2第1項の規定による投票の日、期日前投票所
第46条第1項から第3項まで及び前条第二項	投票所	期日前投票所
第51条	第60条	第48条の2第6項において準用する第60条
	投票所	期日前投票所
	最後	当該投票の日の最後
第53条第1項	投票所	期日前投票所
	閉鎖しなければ	閉鎖しなければならない。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になつたときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ
第53条第2項	できない	できない。ただし、前項ただし書の規定により投票箱を開いた場合は、この限りでない

第55条	投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、1人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日	投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に
	を開票管理者	(以下この条において「投票箱等」という。)を市町村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者

(投票立会人)

公職選挙法第38条第1項 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第55号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票所の指定について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票所を次のように指定し、告示する。

令和5年4月28日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

福岡市早良区大字脇山 1742 番地 3
脇山地区多目的集会所

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第39条の規定による。

(投票所)

公職選挙法第39条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法第41条第1項の規定による。

(投票所の告示)

公職選挙法第41条第1項 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも5日前に、投票所を告示しなければならない。

議案第56号

福岡市協山財産区議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和5年5月18日執行予定の福岡市協山財産区議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和5年4月28日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第37条第2項及び公職選挙法施行令第24条第1項の規定による。

(投票管理者)

公職選挙法第37条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

5～7 略

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第24条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

(告示の根拠)

・ 公職選挙法施行令第25条の規定による。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第25条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

議案第57号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票立会人の選任について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票立会人を、次のように選任する。

令和5年4月28日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第38条第1項の規定による。

(投票立会人)

公職選挙法第38条第1項 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第58号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を次のように定め、告示する。

令和5年4月28日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

金 1,061,800円

(議案の根拠)

・公職選挙法第194条及び同法施行令第127条の規定による。

(選挙運動に関する支出金額の制限)

公職選挙法第194条 選挙運動(専ら在外選挙人名簿に登録されている選挙人(第四十九条の二第一項に規定する政令で定めるものを除く。)で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票に関してする選挙運動で、国外においてするものを除く。)に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては政令で定める額を、その他の選挙にあつては次の各号の区分による数を当該各号の区分に応じ政令で定める金額に乗じて得た額と当該各号の区分に応じ政令で定める額とを合算した額を超えることができない。

一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙 その選挙の期日の公示又は告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数

二 参議院(選挙区選出)議員の選挙 通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつてその選挙の期日の公示又は告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもつてその選挙の期日の告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

四 地方公共団体の長の選挙 その選挙の期日の告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数

2 前項の場合において百円未満の端数があるときは、その端数は、百円とする。

(選挙運動に関する支出金額の制限額)

公職選挙法施行令第127条 参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第百九十四条第一項に規定する政令で定める額は、五千二百万円とし、その他の選挙に係る同項に規定する政令で定める金額(以下この条において「人数割額」という。)及び同項に規定する政令で定める額(以下この条において「固定額」という。)は、次の表の上欄に掲げる選挙の種類に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に定めるところによる。ただし、別表第五の上欄に掲げる選挙区又は選挙が行われる区域に係る固定額については、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

選挙の種類	人数割額	固定額
衆議院小選挙区選出議員の選挙	十五円	千九百十万円
参議院選挙区選出議員の選挙	法別表第三の議員数が二人の選挙区については、十三円 法別表第三の議員数が四人以上の選挙区については、二十円	二千三百七十万円
都道府県知事の選挙	七円	二千四百二十万円
都道府県の議会の議員の選挙	八十三円	三百九十万円
指定都市の議会の議員の選挙	百四十九円	三百七十万円
指定都市の長の選挙	七円	千四百五十万円
指定都市以外の市の議会の議員の選挙	五百一円	二百二十万円
指定都市以外の市の長の選挙	八十一円	三百十万円
町村の議会の議員の選挙	千百二十円	九十万円
町村長の選挙	百十円	百三十万円

(財産区の特例)

公職選挙法第 268 条 財産区の議会の議員の選挙については、地方自治法第二百九十五条の規定による条例で規定するものを除く外、この法律中町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する。但し、被選挙権の有無は、市町村又は特別区の議会が決定する。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法 196 条の規定による。

(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)

公職選挙法第 196 条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた後、直ちに、前 2 条の規定による額を告示しなければならない。

(参 考)

選挙運動に係る支出金額の制限額の算定

令和5年3月30日の選挙時登録者数

脇山投票区 1,878 人

$$\text{人数割額} \times \frac{\text{選挙時登録者数}}{\text{議員定数}} + \text{固定額} = 100 \text{ 円未満の端数は } 100 \text{ 円}$$

$$1,120 \text{ 円} \times \frac{1,878 \text{ 人}}{13 \text{ 人}} + 90 \text{ 万円} = 1,061,800 \text{ 円}$$

議案第59号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における実費弁償及び報酬の最高額について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法第197条の2第1項及び第2項の規定により、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員及び専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限る。）に対し支給することが出来る報酬の最高額を次のように定め、告示する。

令和5年4月28日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料（食事料2食分含む。） 1夜につき12,000円
 - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円
 - イ 超過勤務手当 1日につき2のアの額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 1のア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料（食事料除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動のために使用する事務員及び専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
 - イ 専ら同法第141条第1項により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき15,000円
 - ウ 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき15,000円
 - エ 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき15,000円

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第197条の2第1項及び第2項並びに同法施行令第129条の規定による。

(実費弁償及び報酬の額)

公職選挙法第197条の2第1項 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額については、政令で定める基準に従い、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。

公職選挙法第197条の2第2項 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら第百四十二条の三第一項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は第百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること(次項及び第四項において「要約筆記」という。)のために使用する者に限る。)については、前項の規定による実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日五十人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める額の報酬を支給することができる。

(実費弁償及び報酬の額の基準等)

公職選挙法施行令第129条 法第百九十七条の二第一項に規定する実費弁償及び報酬の額についての政令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ハ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
- ニ 宿泊料(食事料二食分を含む。) 一夜につき一万二千元
- ホ 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円
- ヘ 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額の基準 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 基本日額 一万円以内
- ロ 超過勤務手当 一日につき基本日額の五割以内

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第一号イ、ロ及びハに掲げる額
- ロ 宿泊料(食事料を除く。) 一夜につき一万円

2 選挙運動に従事する者又は選挙運動のために使用する労務者に対し法第百三十九条ただし書の規定により弁当を提供した場合においてその者に支給することができる弁当料の額又は報酬の基本日額は、法第百九十七条の二第一項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が前項第一号又は第二号の基準に従い定めた一日についての弁当料の額又は報酬の基本日額から当該提供した弁当の実費に相当する額を差し引いたものとする。

3 法第百九十七条の二第二項に規定する政令で定める員数は、次に定めるところによる。

一～六 略

七 町村の議会の議員の選挙にあつては、七人

八 略

4 法第百九十七条の二第二項に規定する報酬の額についての政令で定める基準は、選挙運動のために使用する事務員にあつては一人一日につき一万円以内とし、専ら法第百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第百九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。次項において同じ。)のために使用する者にあつては一人一日につき一万五千元以内とする。

5 法第百九十七条の二第三項に規定する報酬について政令で定める額は、選挙運動のために使用する事務員にあつては一人一日につき一万円以内の金額とし、専ら法第百四十一条第二項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者にあつては一人一日につき一万五千元以内の金額とする。

そ の 他

・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻		場 所
第10回	臨時	5月11日（木）	無投票	なし	<u>入部出張所</u> <u>2階保健相談室</u>
			投票	<u>午後6時</u>	
第11回	臨時	5月18日（木）	無投票	<u>午前11時</u>	<u>入部出張所</u> <u>2階保健相談室</u>
			投票	<u>午後10時</u>	
第12回	定例	6月1日（木）	午前10時		早良区役所 中会議室
第13回	定例	7月20日（木）	午前10時		早良区役所 中会議室
第14回	定例	8月18日（金）	午前10時		早良区役所 中会議室
第15回	定例	9月1日（金）	午前10時		早良区役所 中会議室
第16回	定例	9月20日（水）	午前10時		早良区役所 中会議室
第17回	定例	10月20日（金）	午前10時		早良区役所 中会議室
第18回	定例	11月20日（月）	午前10時		早良区役所 中会議室
第19回	定例	12月1日（金）	午前10時		早良区役所 中会議室